

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第84回）議事録

1 日時 令和7年10月21日（火）10:00～10:47

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、石井 夏生利、
江崎 浩、高橋 利枝（以上6名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

飯倉 主税（総務課長）

・電気通信事業部

吉田 恭子（電気通信事業部長）

飯嶋 威夫（料金サービス課長）

内藤 頼孝（消費者契約適正化推進室長）

（3）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

諮問案件

① 「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」について
【令和7年10月21日付け諮問第1244号】

② 「消費者保護ルールの更なる適正化とDX時代への対応の在り方」に
ついて

【令和7年10月21日付け諮問第1245号】

開 会

○岡田部会長　ただいまから情報通信審議会第 84 回電気通信事業政策部会を開催いたします。本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で、委員 8 名中 6 名が出席しており、定足数を満たしております。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

本日の議題は、諮問案件 2 件、議決案件 1 件でございます。

議 題

(1) 諮問案件

①「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」について

○岡田部会長　初めに、諮問第 1244 号「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、本日付で情報通信審議会議事規則第 11 条第 8 項の規定により当部会に付託されたものです。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○飯嶋料金サービス課長　今回の諮問は、今年の 2 月に取りまとめいただきました情報通信審議会の答申、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申におきまして、接続政策に関し、今後検討を深めるべきと御提言された内容を中心に今後の接続政策等の在り方について諮問されたものとなります。

では、資料 84-1-1、諮問書に基づき御説明申し上げます。1 ページ目をお願いいたします。

ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方ということで、大きく 4 点記載しております。1 点目が、メタル固定電話の接続ルールの在り方です。先般、NTT 東西から固定電話の移行計画が公表され、前回の電気通信事業政策部会において固定電話サービスの円滑な移行の在り方について諮問させていただいたところ です。

従来はメタル固定電話が競争の中心でしたが、その契約数は大きく減少しております。また、PSTN から IP 網への移行が完了し、メタル回線設備は 2035 年頃に維持限界を迎え

るなど、メタル固定電話に係るネットワーク環境が大きく変化しております。

このような変化を踏まえ、2月の最終答申において NTT が策定する具体的な移行計画等を踏まえ、長期増分費用（LRIC）方式を接続料算定に用いること的前提が実態と乖離しつつあることなども考慮し、メタル固定電話の接続ルールの在り方について検討することが適当とされたところです。

2点目が、音声接続料の在り方です。PSTN から IP 網への移行に伴い、各事業者は原則として東京と大阪の2か所の POI ビルで直接接続を行うことになるなど、音声接続に係る事業者間の接続形態も変容してきています。このような変化を踏まえ、令和3年の情報通信審議会答申において、着信事業者が設定する音声接続の在り方について御検討いただいたところです。これを受け、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、音声接続に係るビル&キープ方式の原則化の検討を進めていただきました。

この際、IP 網への移行後における音声通信に係る市場の在り方を踏まえつつ、情報通信審議会に諮問し、そのメリット、デメリットを含め、様々な観点から丁寧に議論を進めていくことが適当という御提言をいただいたところです。

3点目が、仮想化、クラウド化の進展を踏まえたネットワーク開放ルールの在り方になります。こちらも2月の最終答申で御提言された内容となりますが、仮想化技術やクラウドの活用によりコアネットワークの重要な制御機能やアクセスネットワークの伝送機能等の仮想化が進展し、諸外国においては仮想化した機能をクラウドに移管する例やクラウド事業者がネットワーク制御等の重要機能を提供する例も出てきております。

このような変化を踏まえ、最終答申においてはネットワークの仮想化・クラウド化等の進展により、物理的な接続点が存在しない形での他者設備の利用が拡大することも想定されること、今後のネットワークの利用環境の変化などを注視しつつ、ネットワークの開放ルールの在り方を検討することが適当とされたところです。

以上、3つの項目については、2030年から2035年までの中長期的な市場環境も視野に入れた御検討をお願いすることとなると考えておりますが、それに加え、足元の人件費・物件費の高騰や金利上昇といった現在の市場環境の変化を踏まえた、例えば令和8年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法といった競争ルールの在り方についても、引き続き御検討いただきたいと考えております。

以上により、計4点について、ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方について諮問させていただくものとなります。

資料 84-1-2 は、今申し上げた諮問書の概要を記載したものとなりますが、1 ページ目に、答申を希望する事項として3点記載し、2 ページ目において、それぞれについてのブレイクダウンした論点を記載しております。

まず1、IP 化やメタル縮退を踏まえた音声伝送役務に係る接続ルールの在り方として、(1) IP 網への移行完了やメタル回線設備縮退などのネットワーク環境の変化を踏まえたメタル IP 電話に係る接続ルールの在り方について、例えば、接続料算定における長期増分費用 (LRIC) 方式の適用の在り方について御議論いただきたいと考えております。

(2) IP 網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向などを踏まえた音声接続料の在り方については、ビル&キープ方式の原則化について御検討いただきたいと考えております。

(3) 電柱等・土木設備の費用については、メタルと光等で費用配賦して接続料の原価に入っているところ、今後のメタル縮退が進んだ時に、その費用が光に寄っていくことが想定されます。この場合、光の接続料が上がっていく要因となるから、この費用配賦の在り方について御検討いただきたいと考えております。

次に2、仮想化・クラウド化の進展を踏まえたネットワーク開放ルールの在り方として、(1) コア機能の外部事業者による SaaS 提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方について御検討いただきたいと考えております。外部事業者として、電気通信事業者ではない、例えばクラウド事業者や電気通信ベンダーなどがコア機能を SaaS で提供し、それを電気通信事業者が利用する形態も今後出てくるかと考えております。そういった場合におけるネットワーク開放ルールについて、御検討いただきたいと考えております。

(2) 5G スタンドアローン方式のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方について、5G スタンドアローン方式になると5Gのそれぞれの特性、超高速、超多数接続、超低遅延といったネットワークの特性を踏まえた様々なサービスが出てくると考えております。サービスに応じたネットワークをスライシングで提供する、これをMNOだけではなくMVNOも使えるようにするためのネットワーク開放ルールの在り方について御検討いただきたいというものです。

(3) 現在の市場環境の変化を踏まえた競争ルールの在り方ということで、加入光ファイバ接続料の算定方法やモバイル接続料の算定、費用配賦の在り方、また、卸検証やモバイルスタックテストについても御検討いただきたいと考えております。

これらにつきまして、3ページ目のとおり、接続政策委員会において調査、検討をお願いしたいと考えております。

4ページ目、スケジュールといたしましては、項目によっては中長期的な御検討をいただくことが必要になるものと考えております。まず、来年の夏、令和8年の夏頃までに取りまとまった部分について一部答申をいただき、引き続き検討するものについては継続して御検討をお願いしたいと考えているところです。

○岡田部会長　　ありがとうございました。ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申出ください。

私から1点、スケジュール案について確認的な質問です。26年度及び27年度に一部答申が予定されていますが、議題を見るとかなり中長期的な話が多く、恐らく27年度以降も検討が続けられ、具体的な御提案がなされてくるというスケジュール感を想像しましたが、35年までのメタル縮退期とかなり先々までの話も含まれますし、その間の技術の変化や市場環境の変化というのは相当、予測不可能な部分もあるかなと思われま。その辺りのタイムラインの感触というものを事務局で今どのようにお考えか、お話いただけるといいかなと思います。

○飯嶋料金サービス課長　　ありがとうございます。このスケジュール上、当面2年間分を記載しておりますが、御指摘いただきましたとおり、項目によっては長期にわたり御検討いただくのが必要な部分もあるかと思っております。その場合は、それ以降も引き続き御検討をお願いしたいと考えておりますし、また検討する中で新たな論点等が出てきた場合には追加での諮問というのもさせていただきたく考えております。

○岡田部会長　　ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問も無いようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議に当たり、接続政策委員会において調査検討を進めていただくこととしたいと思います。いかがでしょうか。

御異議がある場合は、チャット機能でお申出ください。ありがとうございます。

それでは、本件諮問については、接続政策委員会において調査検討を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。御説明ありがとうございました。

②「消費者保護ルールの更なる適正化とDX時代への対応の在り方」について

○岡田部会長　　続きまして諮問第 1245 号、消費者保護ルールの更なる適正化と DX 時代への対応の在り方について審議いたします。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で情報通信審議会議事規則第 11 条第 8 項の規定により、当部会に付託されたものです。

それでは総務省様から御説明をお願いいたします。

○内藤消費者契約適正化推進室長

資料 84-2-2 の概要資料をベースに進めさせていただきます。

まず、背景情報として、本件は、本事業政策部会に初めて諮問書を出させていただくものになりますが、先月 9 月 11 日に開催された情報通信審議会の総会で、利用者の利益の保護に係る制度について検討を加える諮問事項を本部会の専決事項として追加する形の議事規則の改正を行い、それを踏まえて、今回審議会への諮問が部会に付託される形になっているものです。

消費者保護の話が最初ということもありますので、冒頭で少し、そもそも現状のルールがどうなっているのか等を踏まえた上で、今回どういう形で諮問させていただくのかをご説明させていただければと思っております。

我々、電気通信事業法というものを総務省の法令として所管しておりますが、その中で利用者等の利益の保護というところで消費者保護に関するルールが設けられております。具体的にどういったルールなのかについて、スライド 7 を御覧いただければと思います。

端的に申し上げますと、電気通信サービスを利用する利用者が、その契約の段階から解約に至る一連の流れの中で、手続的にトラブルに巻き込まれないようにするために必要なルールを定めているところで、左側の契約時という青い色で表示されている部分を、特に手厚く保護をしているところです。

スライドを御覧いただきますと、提供条件の説明、契約書面の交付、不実告知、求められていないのに勧誘を継続するような行為、自己の名称等を告げずに勧誘する行為といったところが契約時に規制、禁止されています。それ以外にも右側に記載の契約後の話として、契約書面の受領後、8 日以内に契約をキャンセルできる初期契約解除、解約時の話として、解約を阻止するような行為を禁止するといったような規定があります。

一番下の米印のところを御覧ください。例えば提供条件の説明義務というのが契約時にありますけれども、そういったルールについて法人契約に関しては規制の適用対象外

になっています。こちら、個人の消費者をより手厚く保護していることにはなりません。そうしたルールがある中で、また、現状の苦情相談のデータを踏まえて、こういったところが検討課題としてあり得るのかというところで今回の諮問に至っているところです。

次にスライド3のデータに触れさせていただければと思います。総務省と独立行政法人の国民生活センターで苦情相談の件数を把握しておりまして、10年前は9万件だったのが、2024年度末、昨年度末で約7万件というところで全体の傾向としては2割程度減少しておりますけれども、近年7万件前後で数字が高止まりしているという見方もでき、そうした中で、さらに利用者の苦情相談、トラブルを減らすために何ができるのかを考えていく必要があるだろうというところです。

スライド4ではサービス別に苦情相談の累計をまとめておりますが、FTTH サービスやMNO サービスといった契約数が多いものについて、苦情相談が多いといったところがありますが、それぞれ内訳がどうなっているのかを踏まえて検討する事項があろうというのが今回の諮問の趣旨です。

FTTHとMNOについて、スライド5をご覧ください。特にFTTHは営業のチャネルとして電話勧誘といったプッシュ型の営業が多いところもあり、そうしたところに起因するトラブルが起きているところと、MNOはオンラインの契約へのシフトといったものがありますが、引き続き店舗でショップの店員とのやり取りの中でトラブルが生じているところがございます。

具体的に下の棒グラフにありますとおり、例えばFTTHについては、勧められて新規契約または事業者変更といった、電話勧誘のように向こうからプッシュ型で営業を行った場合に、そのまま流れで契約をしてしまっただけでトラブルになっているような話があります。また、こちらはMNOも併せてになりますが、一番下の解約の条件・方法では、冒頭、契約時に説明義務がかかっているという話をさせていただきましたが、最後、解約の段階で解約の仕方がよく分からないとか、解約の時に実際どういう条件でやらなくてはいけないのかといったところの話とか、あとは今、様々なバンドルされたサービスを契約時にまとめて締結している中で、オプションサービスの解約漏れのようなものもあったりすることがございまして、その解約時のトラブルが多くなっています。

また、MNOについては通信料金の支払いといったところで、様々なオプションがバンドルされたサービスで過剰な契約をしているケースが見受けられるというところで、そういった点でトラブルが多くなっているのかなというところが今回のデータから分かる

ところで、そういったところを手当していく必要があると考えておりまして、今回諮問させていただいているところです。

スライド1に戻らせていただければと思います。

こちらは諮問文書のエッセンスを抽出したものになります。諮問の概要について、背景といたしまして、御説明をさせていただいたように消費者保護ルールは整備しましたが、そのルールの整備と運用を通じて、苦情相談の件数がこの10年間で2割強減少しているものの、引き続き年間7万件程度と高い水準にあります。また、特にスマートフォンの普及が大きいと思いますが、サービスや料金のプランが非常に多様化、複雑化している中で、より利用者の理解が及んでいない部分が出てくることによるトラブルや、昨今、社会全体でDXというものが進展していく中で、契約の場が店舗からオンラインへと移行していき、また、契約のフォーマットが紙ベースから電子ベースへとペーパーレス化が進んでいる中で、例えばオンラインの画面でダークパターンの最初からチェックボックスにチェックが入っていて、そこに引っかかってしまうこと、紙から電子媒体になるところで紙による一覧性といったものがなくなることで利用者も内容をチェックしなくなる傾向があることによるトラブルといったところも、今後、顕著になってくるのではないかと考えております。

そうした市場環境の変化を踏まえた上で今後のトラブルの増加要因となり得るところも踏まえながら、御議論いただけるとありがたいと思っております、そうしたことで消費者保護ルールを不断の検討、見直しを行うとともに、さらに整備されたルールをどう遵守し確保していくのかといった、エンフォースメントのところの必要な措置についても御議論いただきたく、諮問をさせていただいたところです。

答申を希望する事項といたしまして左下に5つ書かせていただいておりますけれども、次のページ以降でその内容を御説明させていただければと思います。

ここに5つ掲げさせていただいておりますけれども、総じて申し上げますと変化に対応した形で消費者保護ルールをしっかりとアップデートしていくことで、より消費者が安心・安全に電気通信サービスを利用できるようにしようというものです。まず、1つ目として、利用者の理解を向上させる観点から説明をしっかりと充実させていきたいと思いますところを挙げさせていただいております。

オプションを含めた一体的な契約、バンドルされた契約といったものが行われている中で、契約の全容を消費者が理解できなくなってしまうこと、説明義務が契約時

にのみ課されている中で、解約時に説明が不足している部分が出てきているのではないかと、論点として挙げさせていただいております。

2つ目、交渉力の低い消費者について、サービスの提供者側と比べて情報格差がある中で、より弱い立場の消費者に特に焦点を当てて議論すべきところがないかというところでは、例えば高齢者をめぐるトラブルについて、高齢者の人口割合の増加を上回る形で高齢者に関するトラブルが増えているのではないかと、複雑なプランについての理解が不足しがちな高齢者にどう焦点を当てて検討できるのかというところでは、

また、先ほど法人契約が適用対象外になっている部分があると説明しましたが、果たして法人契約を一律にスコープから除くことが本当に利用者保護の観点から適切なのかというところを御議論いただきたいというところでは、我々として、利用者という概念の中で個人の消費者だけでなく、法人も含めて電気通信サービスを利用している者、全てを含んでいるというのがございまして、法人も含めて、そこを御議論いただけるとありがたいというところでは、

3つ目、法令遵守というところで、ルールを整備するだけでなく、その遵守をというところでは、苦情相談の件数が現状年間7万件程度ありますが、それをどう減少させていくのかというところでは、2つ目の丸のところでは書かせていただいている FTTH サービスの電話営業といったような、特にクレーム、苦情相談が多いものについて、まず実態の把握をする、その際、先方からプッシュ型の営業が行われていると、その法令が遵守されているかどうかこちらから立ち入って調査することが難しい側面もありますが、実態把握を踏まえて、行政側としてどういった形の措置を講ずるか、また、事業者において代理店との契約関係の中でどういった措置を講ずることができるのかといったところの御議論をいただけるとありがたいというところでは、

4つ目、DX の関係になりますが、こちらは先ほど御説明させていただいたとおり、契約の場が店舗からオンライン、そして手続のフォーマットが書面から電子へと移行する中で、その環境変化に応じて生じるトラブルについて、きちんとその手当をした上で、利用者にとって便利で恩恵があるだろう DX を適切に正しく進めていくという御議論をしていただけるとありがたいと思っております。

5つ目、その他について、上記4点以外にも市場環境の変化を踏まえて検討すべき事項があると思っておりますので、バスケットクローズ的な話になりますが、特に消費者保護制度を導入した当時と比べて市場環境、利用者のサービスの使い方も変わってきている中

で、当時の趣旨から少し状況が変わってきているものがあるかもしれませんので、そうした点も踏まえて、随時アップデートというところで御検討いただければというところ
です。

スライド1の右下、答申を希望する時期について、来年の夏をめどに、今挙げた項目
について可能なところまで御議論いただき一部答申をいただけるとありがたいと思っ
ております。

ただ一方で、積み残しになってくる案件もあるかと思いますので、そうしたものも含
めて一つの区切りとして全てを取りまとめる形の最終答申というところで、2年後の令
和9年の夏といったところを一つの目標として御議論いただければというところ
です。

今、御説明させていただいた内容が84-2-1の諮問書の中に記載されております。
以上で御説明を終わらせていただきます。

○岡田部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御意見、
御質問がございましたらチャット機能でお申出ください。大変重要なテーマかなと思
いますが、特に御質問などございませんか。

○石井委員　　私からは消費者の範囲についてお聞きしたいと思います。消費者取引の場
面では、消費者に含まれるのは、あくまで、サービスの提供を受ける個人であって、脆
弱性が観念できる人という理解で良いかと思いますが、個人事業主のような人たちとい
うのは、消費者の取引の場面では事業者側として規制の対象になる場合もあると思わ
れます。

ここでいう消費者保護という消費者は、どちらかという個人事業主の場合であって
もサービス提供を受ける利用者の一部として保護対象になるということかと思いま
す。保護対象となる人たちが事業を行っていない一般の消費者であると同時に、個人事業主
のような人も含まれるのであれば、そうした人も含めた議論だという前提の整理が要
るのではないかと思いました。

○内藤消費者契約適正化推進室長　　電気通信事業法の消費者保護ルールというところで、
保護の対象を利用者等としているという点について、「等」は利用する前の段階にある
人も含むということで、そこは一旦御放念いただければと思いますが、その利用者とい
う概念の中で、もちろん個人の消費者だけではなく法人も含めて広く捉えているところ
がございまして、その上で個人事業主については現状、本来、個人の消費者に近い部分
はあるかと思いますが、法人契約という契約の類型の中で契約が結ばれている、そこは

各事業者さんとの間の契約の体系ではあるんですけども、そういったことが多いというのをございまして。

その法人契約というところの類型にされてしまうと、もちろん大きいスコープの中で全て一旦は利用者というところで、一個人も個人事業主も含まれていますが、法人契約というところになってくると一部の消費者保護ルールの保護対象から外れてしまうところがあり、全体のスコープとしてももちろん個人事業主を含んでいますが、法人契約となることで含まれなくなるルールもあるという中で、そういったところの立てつけをきちんと整理した上で、どういった方が保護されるべきで、その保護のスコープとして、どこまでの範囲が保護されるべきなのかというところを、今一度、御議論いただきたいところの趣旨です。

○石井委員　確認です。個人事業主が法人契約に含まれると、消費者保護ルールとしてスライドに書いていただいている保護措置が、ほぼ及ばなくなると理解していたのですが、今の御説明ですと、保護されるものもあれば、そうでないものもあるという形になってくるのでしょうか。

○内藤消費者契約適正化推進室長　スライド7を御覧ください。アスタリスクがついているものは適用除外になりますが、不実告知等の禁止、自己の名称等を告げない勧誘の禁止など、アスタリスクがついていないものは法人契約にも適用されるというところにはなっております、完全に全てが適用されないわけではないのですが、基本的にはもちろん適用されないのが一般的である、その中で適用されるルールも存在しているといったつくりになっております。

○石井委員　分かりました。いずれにしても、消費者法の場面で議論されてきた従来型の消費者をイメージしながら理解してしまうと、消費者保護の範囲を混乱してしまいそうですので、議論のスコープは明確にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○内藤消費者契約適正化推進室長　かしこまりました。ありがとうございます。

○岡田部会長　ありがとうございました。いろいろな消費者関連法がある中で、消費者の定義というのはいろいろ議論があるところかなと思います、特にこういうネット環境の中ではフリーランスとかクリエイターとか、よく個人なのか事業者なのか分からない方がたくさんいらっしゃるの、そういう意味では、なかなか難しいテーマかなとも感じます。御検討いただくということで、ぜひ有意義な答申が出てくればと期待したい

と思います。

○荒牧委員 1点、基本的なところで確認させていただきたいのですが、最近、この付随的な勧誘サービスというところで、必ず電気ですよね。電気はどこを使っていますかというのを必ず聞かれます。特に携帯各社は電気サービスを提供されているわけですが、これは確かに勧誘サービスですが、各社とも経営の一環として通信業をベースに顧客を囲い込んで電気サービスを販売するという、その囲い込みという意味では通常の経営の範囲内かなと思います。

一方で、その電気に関するビジネスというのは直接的には総務省の管轄ではないと理解しておりますが、どこまで今回の議論の対象と理解すればよろしいでしょうか。

○内藤消費者契約適正化推進室長 結論から申し上げますと、電気といったところまでは今回想定はしておりません。契約時に全く異業種のサービスが付随しているケースもあるかと思いますが、まず、電気通信サービスそのものの上に乗るようなアプリケーション的なものにフォーカスできるとよいのかなというところです。

例えばキャリアのプランの中で最初からバンドルされている、例えば動画配信のようなものが組み込まれていることがあります。そうした一般的に電気通信サービスの上に乗る形のものとしてバンドルされている部分について、今回の議論で最初に焦点を当てていければと思っております。異業種の部分がどこまで含まれ得るのかについては、今の段階ではまだ確たるところがないところです。

○荒牧委員 分かりました。今回の議論では対象外ということによろしいんですね。

○内藤消費者契約適正化推進室長 そのように御理解いただければと思います。

○荒牧委員 分かりました。最近ショップで割としつこく勧誘されることが多いものですから聞いてみました。ありがとうございました。

○内藤消費者契約適正化推進室長 ありがとうございます。

○岡田部会長 その他、御質問などございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。

御異議ないようですので、本件諮問については審議を進めることといたします。

(2) 議決案件

「電気通信事業政策部会における委員会の設置」の廃止制定について

○岡田部会長　　続きまして、電気通信事業政策部会における委員会の設置の廃止制定について審議いたします。

先ほど総務省から説明のあった消費者保護ルールの更なる適正化と DX 時代への対応の在り方の審議を進めるに当たり、審議すべき事項を分割して調査する新たな委員会を置いてはいかがかと思えます。委員会の設置については、情報通信審議会議事規則第 11 条第 12 項の規定により、部会決定を行う必要があります。本件について、事務局より御説明をお願いいたします。

○金子総合通信管理室長　　資料 84-3、1 ページを御覧ください。

現在、電気通信事業政策部会におきましては、接続政策委員会、ユニバーサルサービス政策委員会、電気通信番号政策委員会、固定電話サービス移行円滑化委員会の 4 つの委員会を設置し、調査検討を行っているところです。

今般、この赤点線枠で示しているとおり、新たに消費者保護政策委員会を設置し、先ほど諮問させていただきました消費者保護ルールの更なる適正化と DX 時代への対応の在り方に関する調査検討を行うため、電気通信事業政策部会における委員会の設置の廃止制定を行うことを御提案いたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出ください。

特に御意見が無いようでしたら、定足数も満たしておりますので、事務局から提案のありましたとおり、諮問第 1245 号、消費者保護ルールの更なる適正化と DX 時代への対応の在り方の調査検討のため、消費者保護政策委員会を新たに設置することとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

御異議のある場合は、チャット機能でお申出ください。

御異議ないようですので、それでは、このように決定いたします。

なお、本委員会の構成につきましては、同規則別記二第 4 項第 2 号の規定に基づき、部会長が定めることとなっております。

主査につきましては、平野専門委員にお願いするとともに、本部会からは浅川委員に御出席いただくほか、ただいま画面共有しております名簿に記載の専門委員の皆様にも御

出席いただき、調査、検討を進めていただきたいと思います。

なお、本名簿につきましては、後刻、審議会事務局から各委員宛に送付するとともに、情報通信審議会ホームページでも公表することといたします。

閉 会

○岡田部会長　それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長　特にございません。

○岡田部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。